

初度適用ガイド

2021年6月

国際品質マネジメント基準第2号 審査

IAASB

International Auditing
and Assurance
Standards Board

初度適用ガイド:

国際品質マネジメント基準 (ISQM) 2

審査

目次

はじめに	3
適用開始日.....	3
本基準の目的.....	4
ISQM 2 における包括的な概念.....	4
ISQM 2 において改訂された定義及び新規の定義.....	4
他の基準との連携.....	5
審査の対象となる業務の範囲	7
審査担当者の選任と適格性.....	8
審査の実施.....	11
審査の文書化.....	14
ISQM 2 における通知の要求事項.....	14

本書は、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）のスタッフにより作成された。この『初度適用ガイド』は、ISQM1 及び ISMQ 2 の理解と適用の支援を目的としている。本書は IAASB の規範性のある公表物ではなく、また ISQM1 及び ISMQ2 を修正又は ISQM1 及び ISMQ 2 に優先するものではない。ISQM1 及び ISQM2 の文言のみが規範性を有する。また、本書は必要事項をすべて網羅することを意図してはおらず、いかなる設例も例示目的のみで提供されている。本書を読むことは、ISQM1 及び ISQM2 を読むことに代わるものではない。

はじめに

2020年12月、IAASBIは、監査事務所の品質マネジメントへのアプローチを強化及び最新化する三つの新たな及び改訂された品質マネジメント基準：ISQM 1、ISQM 2及びISA 220（改訂）「監査業務における品質マネジメント」を公表した。

これらの基準を通じて、IAASBIは、高まる利害関係者の期待、及び主体的でかつ適応性のある品質マネジメントシステムの必要性を含む、進化していく複雑性を増す監査エコシステムに対処する。これらの基準は、監視及び改善の厳格性を改善し、企業文化と経営者の姿勢に品質を組み込み、審査の厳格性を向上させるよう監査事務所に指示する。



ISQM 2は何に対処するための基準か

ISQM 2は、以下に対処するための基準である。

- (a) 審査担当者の選任と適格性
- (b) 審査の実施と文書化に関する審査担当者の責任

変更による影響

審査の要求事項は、現在、現行のISQC 1及びISA 220に記載されている。新たな基準が適用されると、ISQM 2が、ISQC 1及びISA220の審査に関連する現行の規定に置き換わる。ISQM 2に対する変更の結果生じた多数のISA及び関連する資料に対する[適合修正](#)があるが、それらはいずれも重要とはみなされない。審査のための別個の基準を有することにより、以下を含む多数の利点が生じる。

- (a) 審査の重要性を強調する
- (b) 審査担当者の適格性、審査の実施及び文書化に対する要求事項についての厳格性を高める
- (c) 監査事務所と審査担当者の責任をより明確に区別するための仕組みを提供する
- (d) 監査事務所は、審査が一つ又は複数の品質リスクに対処するための適切な対応となる監査又は他の業務が存在しないと判断する場合があるため、ISQM 1の適用の柔軟性を高める

適用開始日



ISQM 2は、以下の通り適用される。



- 2022年12月15日以降に開始する会計期間の財務諸表の監査及びレビュー
- 2022年12月15日以降に開始する、その他の保証及び関連サービス業務

本基準の目的

ISQM 2は、複数の当事者（監査事務所及び審査担当者）の責任に対処しているため、特異な基準である。ただし、審査担当者は監査事務所を代表して行動しているため、本基準の目的は監査事務所の目的として捉えられる。審査は、業務レベルで実施される監査事務所の特定の対応であるため、目的は、監査事務所の観点から記載されている。目的は、また、成果主義（すなわち、基準の要求事項を適用することで求められる成果であり、それらの要求事項の「要旨」ではない）であることが意図されている。

したがって、本基準の目的は、監査事務所により選任された適格な者により実施される審査に言及しており、審査の意図される成果（すなわち、監査チームによってなされた重要な判断及び到達した結論の客観的な評価）を明確に述べている。



監査事務所の目的は、適格な審査担当者を選任することにより、監査チームによってなされた重要な判断及び到達した結論を客観的に評価することである。

ISQM 2における包括的な概念

重要な判断及び重要な事項



重要な判断及び重要な事項の概念は、ISA 220（改訂）及びISA 230「監査調書」においてそれぞれ対処されている。ISQM 2における監査チームの重要な判断の審査担当者によるレビューは、ISA 220（改訂）における監査責任者による監査調書のレビューに関連して取られるアプローチと一致している。したがって、ISQM2には、A35項及びA36項に、これらの基準に注意を向ける適用指針が記載されている。財務諸表監査以外の業務については、ISQM2、A37項に記載される通り、監査チームが行う重要な判断は、業務又は企業の性質及び状況に依存する場合がある。

職業的専門家としての懐疑心



ISQM 2は、職業的専門家としての懐疑心という用語は、監査証拠を入手し評価するという文脈で一般的に使用されるため、審査担当者は職業的専門家としての懐疑心を行使しないことを認識している。ISQM 2第9項は、審査担当者は監査チームのメンバーではなく、業務に対する意見又は結論を裏付ける証拠を得ることは審査担当者には要求されないが、監査チームは審査において提起された事項への対応で追加の証拠を得る可能性があるとして示している。しかしながら、ISQM 2は、業務の種類が該当する場合、審査担当者が監査チームによる職業的専門家としての懐疑心を評価することを要求している（以下の「審査の実施」参照）。

ISQM 2において改訂された定義及び新規の定義

ISQM 1の新たな品質マネジメントのアプローチと整合させるため、ISQM 2は、現行のISQC 1及びISA 220で使用されている”engagement quality control review / reviewer”という用語を”engagement quality review / reviewer”に変更している（翻訳者注：日本語版では、いずれの訳語も「審査／審査担当者」）。

ISQM 2は、（これまで”engagement quality control review / reviewer”の定義には含まれていた）基準の要求事項の繰り返しに過ぎない定義の詳細部分を削除することで、”engagement quality review / reviewer”の定義を簡素化している。

ISQM 2は、審査を実施する際に職業会計士に適用される職業倫理に関する規定の観点から、用語「職業倫理に関する規定」の新たな定義を導入している。

改訂された定義及び新規の定義	説明	更なる適用指針
審査	審査担当者が実施した、業務報告書の日付までに完了した、監査チームが行った重要な判断及び到達した結論の客観的評価	該当なし
審査担当者	審査を実施するために監査事務所によって選任された社員、監査事務所内のその他の者、又は外部の者	該当なし
職業倫理に関する規定	審査を行う際に職業会計士に適用される、職業的専門家としての倫理の原則及び倫理上の要求事項。職業倫理に関する規定は、通常、国際会計士倫理基準審議会「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA倫理規程）の財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務に関連する規定、及びより厳しい各国の要求事項から構成される。	A12項～A15項

他の基準との連携

ISQM 2はISQM 1とどうつながっているか



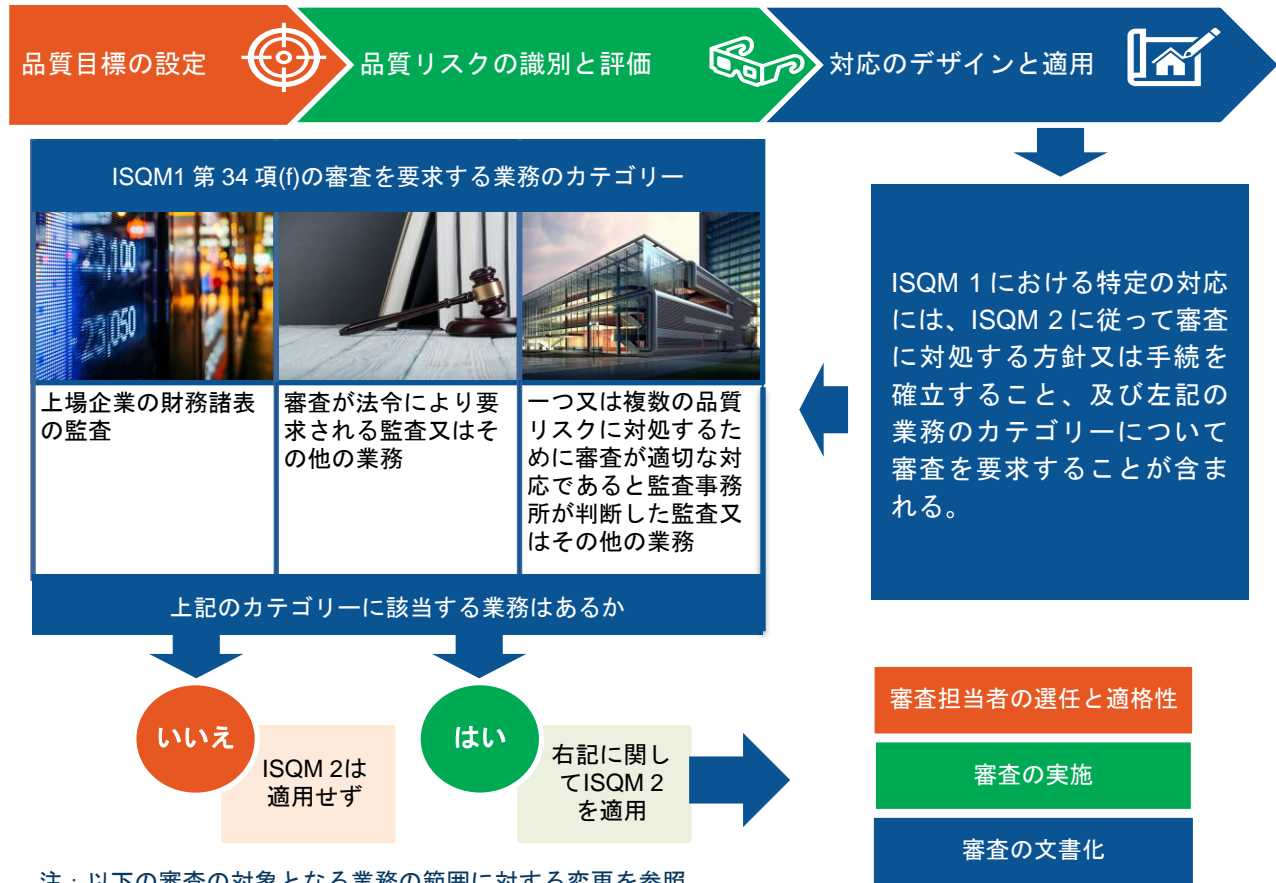
ISQM 2は、監査事務所の品質マネジメントシステムの一環として機能することが意図されており、したがって、ISQM 1及びISQM 2の要求事項は、以下のように基準間の適切なつながりがわかるように構成されている。

- ISQM 1は、審査の対象となる業務の範囲に対処する。
- ISQM 2は、審査担当者の選任と適格性に関する具体的な要求事項、及び審査の実施と文書化に対処する。

ISQM 1は、品質マネジメントシステムに対する監査事務所の責任を定め、また、品質リスクの評価の理由に基づき、それに対応するように、品質リスクに対処するための対応をデザインし、適用することを監査事務所に要求する。ISQM 1における具体的な対応には、ISQM 2に従って審査に対処する方針又は手続を確立することが含まれる。したがって、ISQM 2に従って実施される審査は、ISQM 1に従って監査事務所によってデザイン及び実施される特定の対応である。審査の実施は、監査事務所に代わって審査担当者により業務レベルで実施される。

図解: ISQM 1 と ISQM 2 の関係

ISQM 1 は監査事務所に以下を要求する。



注：以下の審査の対象となる業務の範囲に対する変更を参照。

ISQM 2 と ISA 220 (改訂) のつながりは？

ISA 220 (改訂) には、もはや審査の実施に関する要求事項は存在しないが、改訂された基準には、なおも監査責任者と監査チームがどのように審査担当者とやり取りするかを主に扱った、審査に関連する監査責任者の責任に関する要求事項が含まれている。

ISQM 2 の適用指針は、以下に関して、ISA 220 (改訂) の関連する要求事項及び/又は適用指針に注意を向ける。

ISQM 2 の参照先	ISA 220 (改訂) の要求事項及び/又は適用指針	ISA 220 (改訂) の参照先
A25 項	審査に関連する監査責任者の責任	第 36 項
A35 項	監査責任者の、重要な事項及び重要な判断に関する監査調書の査閲の責任	第 31 項
A36 項	業務を実施するための監査の基本的な方針及び監査計画、業務の実施、並びに監査チームが到達した全体的な結論に関する、監査	A93 項

ISQM 2 の参照先	ISA 220 (改訂) の要求事項及び/又は適用指針	ISA 220 (改訂) の参照先
	責任者によって識別される可能性のある重要な判断の例	
A42 項	業務レベルでの職業的専門家としての懐疑心の行使に関する障害、職業的専門家としての懐疑心の行使を妨げる可能性のある無意識の監査人の偏向、及び業務レベルでの職業的専門家としての懐疑心の行使に対する障害を監査チームが緩和するために講じる可能性のある措置の例	A34 項～A36 項
A44 項	監査報告書の日付を記載する前に、独立性に関連するものを含む職業倫理に関する規定が満たされているかどうかを監査責任者が判断する責任を負うことについての要求事項	第 21 項
A46 項	監査報告書の日付を記載する前に、監査責任者の関与が監査業務全体を通して十分かつ適切であるかを監査責任者が判断することについての要求事項	第 40 項(a)

審査の対象となる業務の範囲

ISQM 1
第 34 項(f)、A133 項-
A137 項

ISQM 1 第 34 項(f) は、審査を要求する業務の範囲を、上場企業の監査以外の業務にまで広げている。その範囲には、法令により審査が要求される業務、及び品質リスクに対処するために審査が適切な対応であると監査事務所が判断した業務が含まれている。

ISQM 1 第 34 項(f)の審査を要求する業務のカテゴリー



上場企業の財務諸表の監査



審査が法令により要求される監査又はその他の業務



一つ又は複数の品質リスクに対処するために審査が適切な対応であると監査事務所が判断した監査又はその他の業務



ISQM 1 A133項は、法令が審査を義務付ける場合がある監査業務の例を記載している。ISQM 1 A134項は、審査が適切な対応となり得る一つ又は複数の品質リスクを生じさせる状況、事象、環境又は行動の有無の例を記載している。



ISQM 1 A135 項及び A136 項の適用指針は、監査事務所の品質リスクへの対応には、審査ではない他の形式の業務の査閲が含まれることがあると述べている。場合によっては、監査事務所は、審査又は他の形式の業務に対する査閲が品質リスクに対処するための適切な対応である監査又は他の業務が存在しないと判断するかもしれない。

審査担当者の選任と適格性

ISQM 2には、以下に対処する新たな要求事項及び適用指針が含まれる。

- 審査担当者の選任に責任を負う監査事務所内の者の適格性
- 過年度に監査責任者を務めた業務に審査担当者として選任される者の適格性に対する制限
- 審査を実施する際に審査担当者を補助する者の適格性
- 審査担当者は、審査を補助する者の作業が適切であることを含む、審査の実施に関する全体的な責任を負うこと

審査担当者の選任に関する責任の付与



ISQM 2
第 17 項、A1 項-A3 項

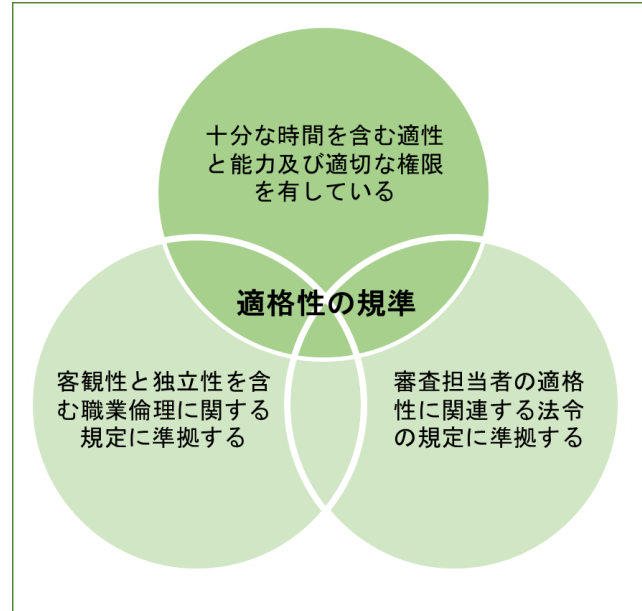
ISQM 2第17項には、責任を果たすための適性、能力及び監査事務所における適切な権限を有する者に対して、審査担当者を選任する責任を付与することを要求する方針又は手続を監査事務所が定める新たな要求事項が含まれる。

審査担当者の適格性の規準

審査担当者の選任と適格性（監査事務所の内部か外部かを問わない）に関する ISQM 2 の要求事項は、現行の ISQC 1 の要求事項よりも厳格である。ただし、審査担当者が監査チームのメンバーであってはならないという要求事項は変わらない。

十分な時間を含む適正及び能力

現行の ISQC 1 には、必要な経験と権限を含む専門的な資格要件、及び審査担当者の客観性の維持に主眼を置いた審査担当者の適格性の規準に関する要求事項が含まれる。ISQM 2 は、適格性の要求事項を発展させ、ISQM 1 に述べる他の役割と類似の方法で審査担当者の適性及び能力について述べる。



ISQM 2、A5 項から A8 項の適用指針は、その者が特定の業務に対する審査を実施するために必要な適性及び能力を有しているか否かについて判断するに当たっての考慮事項についてさらに説明する。

ISQM 2、第 18 項(a)には、審査担当者が審査を行うための十分な時間を有することを監査事務所の方針又は手続が要求しなければならない新たな明確な要求事項が含まれる。

適切な権限

現行の ISQC 1 は、審査を実施するために必要な権限を有していることに言及しているが、かかる権限をどのように取得するかについてのそれ以上の情報はない。権限は、監査事務所内の特定の役職又は地位を有していることのみならず、様々な方法によって確立することができる。



ISQM 2 の適用指針 A9 項は、監査事務所の文化が、審査担当者の役割を尊重する文化を醸成することにより、審査担当者に不適切な影響を与え、監査チームが行った重要な判断についての審査担当者の評価を譲歩する可能性を低めることによって、審査担当者の権限を強化できると強調している。さらに、ISQM 2 は、判断の相違に対処する監査事務所の方針又は手続によっても、判断の相違が生じたときに審査担当者が問題を解決する仕組みを提供することにより、審査担当者の権限を強化できると述べている。



ISQM 2 A10 項の適用指針には、審査担当者の権限が弱まる状況についての指針が含まれる。

客観性を含む職業倫理に関する規定

現行のISQC 1には、審査担当者の客観性を維持するための方針及び手続を監査事務所が定める要求事項が含まれる。審査担当者の客観性にさらに絞りを絞り、発生しうるより具体的な阻害要因に対処するために、ISQM 2第18項(b)は、審査担当者が審査担当者の客観性と独立性への阻害要因を含む職業倫理に関する規定を遵守することを要求している。



i ISQM 2 A14項及びA15項は、審査担当者の客観性に対する阻害要因の例を挙げている。

過年度に監査責任者として担当した者のクーリングオフ期間

ISQM 2 第 19 項には、監査事務所の方針又は手続に監査責任者が審査担当者に就任する前に 2 年間のクーリングオフ期間又は職業倫理に関する規定により要求される場合はそれより長い期間を定める、新たな要求事項が含まれる。本要求事項は、ISQM 1 に従って決定される、審査の対象となる全ての業務に適用される。



ISQM 2 A17項及びA18項の適用指針は、過年度に監査責任者として担当した者のクーリングオフ期間に対処する追加の指針を提供する。

審査担当者の適格性に関する法令

ISQM 2 第 18 項(c)には、監査事務所の方針又は手続が、審査担当者の適格性に関連する法令の規定がある場合、審査担当者は当該規定を遵守することを要求する新たな明確な要求事項が含まれる。

ISQM 2 A16 項の適用指針は、法令が、審査担当者の適格性に関する追加的な要求事項を規定することがあると述べている。

審査の実施に関する全体的な責任



ISQM 2
第 21 項、A22 項

ISQM 2 第 21 項には、監査事務所が、以下の方針又は手続を定める新たな要求事項が含まれる。

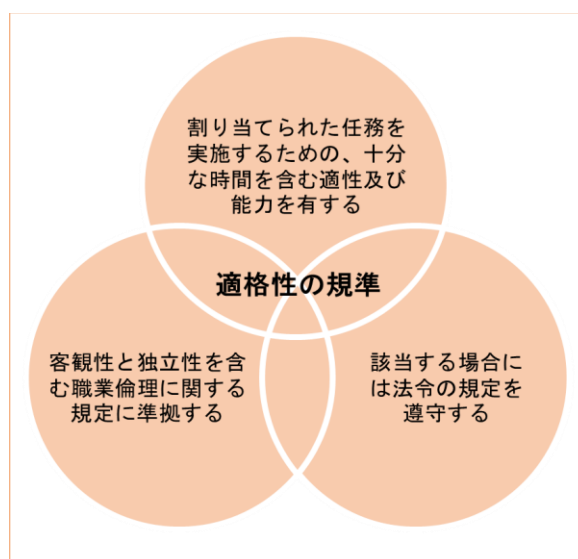
- (a) 審査担当者に対して、審査の実施に関する全体的な責任を負うように要求する。
- (b) 審査の補助者に対する指示及び監督並びにその作業の査閲の内容、時期及び範囲を判断する審査担当者の責任に対処する。

審査担当者の補助者の適格性の規準

ISQM 2
第 20 項、A19 項-A21 項

ISQM 2 第 20 項には、監査事務所が、審査担当者の補助者の適格性に関する規準を定める方針又は手続を定める、新たな要求事項が含まれる。ISQM 2 は、また、当該者が監査チームのメンバーではないことを要求する。

ISQM 2、A19 項から A21 項の適用指針は、審査担当者が補助者を使用する状況に関するさらなる指針を提供している。



審査を実施する審査担当者の適格性の毀損

ISQM 2
第 22 項-第 23 項、A23 項-A24 項

現行のISQC 1には、監査事務所の方針及び手続が、客観的な審査を実施する審査担当者の能力が損なわれる可能性がある場合、審査担当者の交代を定める要求事項が含まれる。ISQM 2第22項は、審査を実施する審査担当者の適格性が損なわれる状況、及びそのような状況で代替りの者を指定し選任するプロセスを含め、監査事務所が講じるべき適切な措置に対処する方針又は手続を定めるよう監査事務所に要求することにより、この規定を発展させている。



ISQM 2 A23 項の適用指針は、審査を実施する審査担当者の適格性が損なわれているかどうかを監査事務所が検討する際に、関連する可能性がある要因を定めている。

ISQM 2 第 23 項には、審査担当者が、審査担当者の適格性を損なう状況に気付いた場合、以下の具体的な措置を講じる新たな要求事項が含まれる。

- 監査事務所の適切な者に知らせる。
- 審査が開始されていない場合は、審査担当者の選任を辞退する。
- 審査が開始されている場合は、審査の実施を中止する。

審査の実施

ISQM 2は、審査の実施にあたっての要求事項を明確化し改善することで、要求事項の厳格性を高めている。


審査の時期



ISQM 2 第 24 項(a)には、業務中の適切な時点において手続を実施する審査担当者の責任に対処する新たな明確な要求事項が含まれる。

重要な判断及び重要な事項

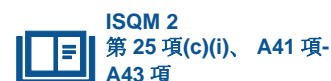


 現行のISQC 1は、審査担当者に以下を要求している。(1) 重要な事項について監査責任者と討議する。(2) 監査チームが行った重要な判断とその結論に関する選択された監査調書を査閲する。(3) 報告書を作成する際に到達した結論を評価し、報告書案が適切かどうかを検討する。ISQM 2第25項(a)から第25項(c)は、審査担当者に以下を要求することにより、これらの規定を発展させる。

- 以下から報告された情報を通読し、理解する。(1) 業務と企業の性質と状況に関して監査チームから。(2) 監査事務所の監視及び改善プロセスについて、特に監査チームが行った重要な判断を含む領域に関係する又は影響を与える可能性のある識別された不備について監査事務所から。
- 監査責任者及び該当する場合には監査チームの他のメンバーと、業務の計画、実施及び報告における重要な事項及び重要な判断を討議する。
- 上記で得られた情報及び行われた討議に基づき、監査チームが行った重要な判断に関する選択された監査調書を査閲し、以下を評価する。(1) 業務の種類が該当する場合の監査チームによる職業的専門家としての懐疑心の行使を含む、それら重要な判断の根拠。(2) 監査調書は到達した結論を裏付けるか。(3) 到達した結論は適切かどうか。

監査責任者（又は該当する場合、他の監査チームメンバー）との討議、また、企業の性質及び状況に関して監査チームから得られた情報によって、審査担当者は、重要な判断が行われた可能性のある領域に気づくことができる。監査チーム及び監査事務所から伝達された情報を理解することは、審査担当者が業務において想定される重要な判断を理解する上で有用となる可能性がある。当該情報に基づき、審査担当者は、それらの重要な判断を裏付ける選択された監査調書を査閲する。

職業的専門家としての懐疑心



職業的専門家としての懐疑心に関して、ISQM 2 第 25 項(c)(i)には、審査担当者が、選択された監査調書の査閲に基づき、業務の種類が該当する場合、監査チームの職業的専門家としての懐疑心の行使を含む、監査チームの重要な判断の根拠を評価する新たな要求事項が含まれる。



この要求事項は、審査担当者の役割の重要な部分は、重要な判断を行い、それについての結論に到達する際の監査チームの職業的専門家としての懐疑心の行使を評価することであることを確認している。審査担当者が監査チームの職業的専門家としての懐疑心の行使を評価することの重要性に鑑み、ISQM 2 A41項からA43項における新たな適用指針は、この点に関してさらなる指針を提供する。

ISQM 2
第 25 項(d)-第 25 項(e),
A44 項-A45 項

独立性及び専門的な見解の問合せ

上場企業の財務諸表の監査に関して、現行のISQC 1は、審査担当者に独立性及び専門的な見解の問合せに関する考慮事項も含めるよう要求する方針及び手続を定めるよう監査事務所に要求している。ISQM2 は、関連する要求事項の適用を、上場企業の財務諸表の監査以外にも広げている。ISQM2 第 25項(d)及び(e)は、各々、審査担当者に以下を行うよう要求している。



- 財務諸表監査については、独立性に関する職業倫理に関する規定が充足されていると監査責任者が判断した根拠を評価する。
- 全ての業務について、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項又は判断の相違がある事項について適切な専門的な見解の問合せが行われたか、及び当該から生じた結論を評価する。

ISQM 2
第 25 項(f)、A46 項

監査責任者の業務への十分かつ適切な関与

財務諸表監査については、ISQM 2第25項(f)には、監査責任者が行った重要な判断及び到達した結論が業務の内容及び状況に照らして適切であると判断する根拠を有するように、監査業務を通して監査責任者の関与が十分かつ適切であると監査責任者が判断した根拠を審査担当者が評価する新たな要求事項が含まれる。

ISQM 2
A32 項-A33 項

グループ監査の考慮事項



グループ監査業務については、業務の内容及び監査手続が構成単位の財務情報に対して行われる可能性があるという事実により複雑な場合があるが、審査の目的は変わらない（すなわち、監査チームにより行われた重要な判断と到達した結論の客観的な評価である）。



ISQM 2 A32 項及び A33 項の新たな適用指針は、グループ監査のための審査の実施に関連する考慮事項を提供している。

審査の完了

ISQM 2第27項には、審査担当者が、審査の実施に関してISQM2の要求事項が満たされているかどうか及び審査が完了したかどうかを判断するための新たな「スタンドバック（立ち止まって考える）」要求事項が含まれる。

審査の文書化

ISQM 2第28項及び第29項には、審査担当者が審査の文書化に対して責任を負う、及び当該文書が監査調書と共に保管される新たな具体的な要求事項が含まれる。

ISQM 2第30項には、文書が、過去に業務に関わっていない経験豊富な業務実施者が実施された審査手続の種類、時期及び範囲を理解できるために十分であるための、新たな包括的な要求事項も含まれる。






ISQM 2には、原則に基づく文書化の要求事項が含まれるが、ISQM 2 A40項の適用指針は、監査事務所の方針又は手続において審査担当者が査閲する監査調書を指定することができるという指針を定めている。さらに、そのような方針又は手続は、審査担当者が職業的専門家としての判断を発揮し、監査チームによってなされた重要な判断に関連して査閲される追加の監査調書を選択すると規定することができる。

ISQM 2 における通知の要求事項



審査担当者は、以下の状況において、通知に関するISQM 2の新たな要求事項を遵守しなければならない。

ISQM 2の参照先	通知を要求する状況	通知される当事者
第23項、 A24項	 審査を実施する審査担当者の適格性の毀損	監査事務所の適切な者
第26項、 A49項	 審査における未解決の懸念	監査責任者及び監査事務所の適切な者
第27項	 審査の完了	監査責任者

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他の関連する基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証の専門家に対する信頼を強化することにある。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会、及び基準及びガイダンスの策定に公益の助言を提供する IAASB 諮問助言グループが関与する共通の基準設定プロセスの下で、全ての会計専門家が使用する監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。

IAASB の運営をサポートする構造とプロセスは、国際会計士連盟（IFAC）によって支援されている。

IAASB 及び IFAC は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ、他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

著作権©2021 年 6 月 IFAC 無断複写複製を禁ずる。

「International Auditing and Assurance Standards Board」、「International Standards on Auditing」、「International Standards on Assurance Engagements」、「International Standards on Review Engagements」、「International Standards on Related Services」、「International Standards on Quality Control」、「International Auditing Practice Notes」、「IAASB」、「ISA」、「ISAE」、「ISRE」、「ISRS」、「ISQC」、「IAPN」、及び IAASB ロゴは、米国及びその他の国において、IFAC の商標、IFAC の登録商標及びサービスマークである。

著作権、商標及び許可情報については、許可申請ページにアクセスするか、permissions@ifac.org まで問い合わせること。

2021年6月に国際会計士連盟（IFAC）の国際監査・保証基準審議会（IAASB）によって、英語で公表された初度適用ガイド「国際品質マネジメント基準第2号「審査」」は、2021年12月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。初度適用ガイド「国際品質マネジメント基準第2号「審査」」の翻訳のための手続は、IFACにより検討されており、当該翻訳は、IFACのポリシーステートメント「国際会計士連盟（IFAC）から公表される公表物の翻訳に関するポリシー」に従って行われている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

FIRST-TIME IMPLEMENTATION GUIDE:INTERNATIONAL STANDARD ON QUALITY MANAGEMENT (ISQM) 2,ENGAGEMENT QUALITY REVIEWS の英語文© 2021年6月 国際会計士連盟（IFAC） 無断複写複製を禁ずる。

初度適用ガイド「国際品質マネジメント基準第2号「審査」」の日本語文© 2021年12月 国際会計士連盟（IFAC） 無断複写複製を禁ずる。

原題： *FIRST-TIME IMPLEMENTATION GUIDE:INTERNATIONAL STANDARD ON QUALITY MANAGEMENT (ISQM) 2,ENGAGEMENT QUALITY REVIEWS* ISBN： -